○総務省告示第三百四十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十八条の二第一項第一号の(3)(二)の規定に基づき、送信装置の出力端子に誘起する高周波電圧の測定器を次のとおり定める。

なお、昭和六十二年郵政省告示第百三十一号（送信装置の出力端子に誘起する高周波電圧の測定器を定める件）は、廃止する。

平成二十五年九月九日

総務大臣　新藤　義孝

検波方式が準尖頭値検波方式であり、各測定周波数帯における応答特性は、次の表に示す基本特性を有すること。

項目	基本特性	
	一〇kHzを超え一五〇kHz以下の測定周波数におけるもの	一五〇kHzを超え三〇MHz以下の測定周波数におけるもの
検波器の通過帯域幅より前の段のパルス減衰量	二〇〇デシベル	九キロデシベル
検波器の充電時定数	四五ミリ秒	一ミリ秒
検波器の放電時定数	五〇〇ミリ秒	一六〇ミリ秒
指示計の機械的時定数	一六〇ミリ秒	一六〇ミリ秒
入力線対から過負荷指示計に対する最大出力線対から過負荷指示計に対する最大出力線対から過負荷指示計に対する最大出